

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則及び安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月24日

安城市長 三星元人

安城市規則第81号

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則及び安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第1条 安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和62年安城市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

(安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則(令和7年安城市規則第71号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「懲役、禁錮又は」を削り、「(第16条に規定する拘留)を(以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)若しくは旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)」に、「場合、」を「者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する」に、「は、」を「は、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ」に、「もの」を「者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。